

シルバー

フレンドリーショップ



シルバーイメージキャラクター
「チエブクロー」

公益社団法人 長門市シルバー人材センター

「シルバーフレンドリーショップ」制度について

1. シルバーフレンドリーショップ制度（会員優待割引制度）とは

シルバーフレンドリーショップ制度（会員優待割引制度）は、公益社団法人長門市シルバー人材センターの登録会員等を対象とした制度で、「会員証」を提示することにより提携しているお店、事業所での商品の割引や景品の提供等、様々なサービスを受けることができる制度です。

この制度を導入することにより、センター登録会員の福利厚生の充実と会員拡大に併せ、市内のお店の売上向上（市活性化への協力）、長門市シルバー人材センターの普及啓発活動につなげようとするものです。

2. 利用対象者

- ① 長門市シルバー人材センター登録会員
- ② 協力店が承諾された場合、県内のシルバー人材センター登録会員も対象とします。

3. 利用可能なお店

市内で営業をされているお店や事業所で、趣旨にご賛同いただき、様々な特典（商品割引、景品の提供など）のご協力と承諾を得られたお店や事業所とします。

4. 利用方法

各会員が直接協力店で「会員証」を提示し、特典（商品の割引、景品の提供など）を受ける。

（お店、事業所によっては家族サービスが受けられる場合があるので、各お店等で確認のうえ、利用する。）

5. その他

割引等の内容については、各お店、事業所ごと異なるので、協力店「利用案内一覧」を作成し、事務局発行の「事務局だより」等にて、会員に周知します。

利用中に起きた事故については、当事者間で解決するものとし、長門市シルバー人材センターは、その責任は一切負わないものとします。

ご協力店様へ

【ご協力いただけるお店・事業所様へのメリット】

- ・ 当センターで発行する「会員だより」や広報誌などで、会員（約420名）にお店のPRをいたします。
- ・ 当センターのホームページで、県内のシルバー会員約9,000名にお店のPRが可能です。

※ 掲載する費用等については不要です。

【ご協力いただけるお店へ】

この制度の趣旨にご賛同され、ご協力いただける場合は、

- ① 別紙【シルバークレンドリーショップ】協力店 申請用紙にご記入下さい。
- ② ご記入いただいた後、長門市シルバー人材センター事務局に郵送またはFAXでご返信いただくか、担当者までご連絡下されば、受け取りに伺います。
- ③ 協力店に登録後、当センターがお渡しする「協力店ステッカー」をお店に掲示していただきます。
- ④ 運用開始は令和4年4月(予定)です。
- ⑤ 長門市シルバー人材センターにおいて、【協力店一覧】を作成し会員に配布とともに、当センターのホームページに掲載します。



協力店ステッカーのイメージ



会員証のイメージ